



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1043 学習教材用和歌山県産かきの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(果樹園芸課)..... 1

告 示

和歌山県告示第1043号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学習教材用和歌山県産かきの調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年9月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
令和4年度
- (2) 調達案件名
学習教材用和歌山県産かき
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和4年9月9日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (9) 青果物の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、青果物の販売を目的としていることが、

登記事項証明書により確認できること。

- (10) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における和歌山県産かきの販売量が、仕様書で定める調達予定数量と同等以上の数量であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合には、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ウ 業務概要調書

エ 業務実績調書

オ 役員等に関する調書

カ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2の（9）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

シ 2の（10）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあっては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア及びウからオまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和4年9月9日（金）から同月16日（金）までの和歌山県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年9月9日（金）から同月14日（水）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

- (5) （4）の質問に対する回答は、令和4年9月9日（金）から同月15日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、その内容については、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課のホームページにおいて、次のとおり公表するものとする。

ア 海草地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211201.html>

イ 那賀地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211202.html>

ウ 伊都地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211203.html>

エ 有田以南地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211204.html>

ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年9月9日（金）から同月16日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和4年9月16日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2903（直通）

ファクシミリ番号 073-441-2909

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和4年9月22日（木）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。